

第三十五回国会 衆議院 商工委員会議録 第二号

(二三)

昭和三十五年七月二十一日(木曜日)
午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 中村 幸八君

理事大島 秀一君 理事小川 平二君

理事小平 久雄君 理事長谷川四郎君

理事田中 武夫君 理事松平 忠久君

内田 常雄君 岡本 茂君

鹿野 彦吉君 關谷 勝利君

田中 榮一君 田中 龍夫君

中井 一夫君 原田 憲君

渡邊 本治君 板川 正吾君

勝澤 芳雄君 小林 正美君

北條 秀一君 山下 榮二君

出席國務大臣

通商産業大臣 石井光次郎君

國務大臣 迫水 常久君

委員外の出席者

通商産業事務官 佐橋 滋君

(重工業局長)

専門員 越田 清七君

七月二十日

貿易の自由化対策に関する請願(原

茂君紹介)(第四〇号)

同(松平忠久君紹介)(第四一号)

工場の適正配置に関する請願(原茂

君紹介)(第四二号)

同(松平忠久君紹介)(第四三号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

閉会中審査に関する件

自転車競技法の一部を改正する法律
の一部を改正する法律案(内閣提出、

第三十四回国会開法第一五一号)

小型自動車競走法の一部を改正する

法律の一部を改正する法律案(内閣

提出、第三十四回国会開法第一五二

号)

○中村委員長 これより会議を開きま

す。

この際、経済企画庁長官迫水久常君

より發言を求められておりますので、

これを許します。迫水君。

○迫水國務大臣 池田内閣の成立に伴

いまして、不肖私、経済企画庁長官を

命ぜられました。はなはだ未熟でござ

いますけれども、せいぜい勉強をいた

しますから、どうぞよろしくお願い申

し上げます。

一言ごあいさつを申し上げます。(拍

手)

○中村委員長 自転車競技法の一部を

改正する法律の一部を改正する法律案

及び小型自動車競走法の一部を改正す

る法律の一部を改正する法律案の両案

を一括して議題とし、審査を進めま

す。

両案につきましては前回すでに質疑

は終局いたしましたので、これより

両案を討論に付するわけであります

が、討論の通告がありませんのでこれ

を行なわず、直ちに両案を採決いたし

たいと存じますが、御異議ありません

か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、両

案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めま

す。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立多数。よって両案

は原案の通り可決すべきものと決しま

した。

ただいま議決いたしました両案に対

し自由民主党、日本社会党、民主社会

党共同提案の附帯決議を付すべしとの

動議が提出されております。田中武夫

君より趣旨の説明を聴取することにい

たします。田中武夫君。

○田中(武)委員 委員各位の御同意を

得まして、ただいま採決の行なわれま

した二法案に對しまして附帯決議を提

案いたしましたと思ひます。簡単に附帯

決議の提案の趣旨の説明を行ないたい

と思ひます。

まず案文を朗読いたします。

自転車競技法の一部を改正する法

律の一部を改正する法律案及び小

型自動車競走法の一部を改正する

法律の一部を改正する法律案に對

する附帯決議

政府は、両法案等による機械産業

振興費制度の有効期間内に、競輪そ

の他公営競技の制度全般について、

その改廃措置及び改廃に伴う経過措

置を講ずべきである。

以上であります。提案の理由は、

言うまでもなく昨日通産大臣に対する

私の質問の中で、趣旨は徹底しておる

と思うのですが、われわれといたしま

しては、現在世論の大きな批判のま

たになつておる競輪その他の公営競技

を、何ら抜本的な検討をせういたしま

して、ただ交付金の期限の延長だけで

は、その土台をなすところのこれらの

問題に對してどうしておるのか、こ

う世論の批判を免れない。従つてわ

れわれといたしましては、この法案と

同時に廃止法案を考へておりました

が、御承知のような状態で提出をいた

しておりますので、少なくとも政府

が考へておられましたところの、この

両法案と同時に提出せられた総理府の

設置法の一部改正の法律案、すなわち

公営競技調査会を設けて、一年以内に

結論を出すというこの考へ方、これを

ただいま通りしましたこの両案の有効期

限内である、具体的に言えば三十六年

九月三十日までには抜本的な検討を加

えていただいて、世論の批判にこた

えるような道を考へていただきたい、こ

うに考へまして以上の附帯決議をつ

けたわけでございます。

さらにこの際一言大臣及び通産当局

に要望いたしておきたいことは、昨年

御承知の松戸競輪の騒擾事件等があり

まして、昨年の七月二日及び十五日の

両日にわたりまして、自転車競技法の

第十二条の二十四の一に基づく大臣の

監督命令が、日本自転車振興会へ出さ

れております。ところがその後の日本

自転車振興会の運営を見ておりました

ところ、この大臣監督命令の九項目の

実施にあたって、どれだけの誠意を

持つてやつておるのかということが、

まだわれわれとしては疑問でありま

す。従ひましてそういうような点につ

きましては、今後とも大臣監督命令の

趣旨に沿つて、十分目振が誠意を

持つて実施していくように監督しても

らいたい、そういうようなことを申し

上げておきたいと思ひます。

以上をもつて、簡単にござります

が、附帯決議の提案理由を終わりたい

と思ひます。皆さん方の御賛成をお願

いたします。(拍手)

○中村委員長 以上で趣旨の説明は終

わりました。

本動議につきましては、別に御發言

のお申し出もありませんので、本動議

を採決いたします。本動議に賛成の諸

君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立総員。よつて本動

議は可決され、本動議のごとく附帯決

議を付するに決しました。

この際通商産業大臣に御發言があり

ますれば、これを許します。

○石井國務大臣 ただいま附帯決議を

拝聴いたしました。政府といたしまし

てはこの御趣旨に沿ひまして、ぜひ来

年の九月までの間に、御期待に沿うよう

な扱いにいたしたいと思つております。

○中村委員長 お諮りいたします。た

だいま議決いたしました両案に對する

委員会報告書の作成等につきまして

は、委員長に御一任願ひたいと存じま

すが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○中村委員長 次に閉会中審査に関する件についてお諮りいたします。

先般の理事会において協議いたしました結果、内閣提出の海外経済協力基金法案、割賦販売法案、輸出入取引法の一部を改正する法律案、以上の各法律案及び通商産業の基本施策に関する件、経済総合計画に関する件、公益事業に関する件、鉱工業に関する件、商業に関する件、通商に関する件、中小企業に関する件、特許に関する件、私的独占の禁止及び公正取引に関する件、鉱業と一般公益との調整等に関する件、以上の各件につきまして、議長に閉会中審査の申し出をいたしたいと存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○中村委員長 次にただいま決定いたしました閉会中審査案件が付託されました際、審査の必要上委員派遣を行なう必要が生じた場合には、その手続、並びに参考人の出頭要求をいたす必要が生じたときの手続に関しましては、あらかじめすべて委員長に御一任願っておきたいと存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○中村委員長 なお閉会中理事辞任の申し出がありました際の許可、並びに理事に欠員を生じた際の補欠選任につきましては、すべて委員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十時五十六分散会

〔参照〕

自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第三十四回国会閣法第一五一号）に関する報告書

小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第三十四回国会閣法第一五二号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕